

令和7年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き

詳しくは、この手引きをご覧ください。

京都市町村職員共済組合

必ずお読みください

- 「扶養親族等申告書」の記入にあたっては、本手引きの2ページから12ページを参照してください。
- 「扶養親族等申告書」の「変更なし」欄が「***」で消されている方は令和6年分の「扶養親族等申告書」を提出されていない方、または令和6年の年金額が源泉徴収の対象でなかった方です。
令和7年分の申告書を提出する場合は、「扶養親族等申告書」の「変更あり」の□に必ず✓をし、必要事項をすべてご記入のうえ、ご提出ください。
- 「扶養親族等申告書」の「変更ありに該当する方」1～8以外にも、職場を退職したこと等により令和7年から人的控除を希望する場合は、「変更あり」の□に✓をし、必要事項をすべてご記入のうえ、ご提出ください。
- 本人が障害者・寡婦・ひとり親に該当しない方で、控除対象となる配偶者または扶養親族がない方は提出不要です。
- 個人番号（マイナンバー）の記載が法律により義務化されました。個人番号（マイナンバー）に関する税法上のお問い合わせは、お近くの税務署へお願いします。

《提出にあたって》

提出期限は、令和6年11月6日（水）です。

- 提出前に、記入された内容を再度ご確認ください。
- 赤線で囲われた項目（**A**欄「変更なし」「変更あり」、「提出年月日」、**B**欄「受給者の氏名（漢字）」、「電話番号」）の記入をしましたか。
- 印字内容に不備はありませんか。

お問い合わせ先

京都市町村職員共済組合 年金課

TEL 075-431-0303

（8：30～17：15 ただし、土・日・祝を除く）

『令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の作成と提出の流れ

※以下のすべてに該当する場合、**提出は不要**です。

- ①本人が障害者または寡婦・ひとり親に該当しない。
- ②控除対象となる配偶者または扶養親族がない。
- ③令和7年中に退職所得を受ける見込みのある配偶者または扶養親族がない。

A 令和6年分の申告内容から変更はありますか？

※1または2のどちらか一方の□に✓をしてください。

- 1 令和6年分から「**変更なし**」で申告します。
- 提出年月日、⑧受給者番号、⑨電話番号を必ず記入し、提出してください。
他の項目の記入は不要です。
※変更なし欄に「が印字されている場合は、令和7年分の申告書を提出する場合は、2の変更ありの□に✓をし、申告書に提出してください。
- 2 令和6年分から「**変更あり**」で申告します。
- 令和6年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「手引き」をご覧ください。
のうえ、変更箇所だけではなく、申告するすべての事項を記入してください。

○申告書の内容をご確認いただき、**A欄**を記入してください。

前年から「変更なし」の場合

⇒ 1（変更なし）の□に✓をしてください。

前年から「変更あり」の場合

⇒ 2（変更あり）の□に✓をしてください。

提出年月日 令和 **〇〇本〇〇日**

○提出年月日を記入してください。

B 受給者

フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	金太郎
電話番号	(XX XXX - XXX)

○**B欄**の「氏名」欄、「電話番号」欄を記入してください。

※氏名（フリガナ）をご確認ください。

※代理の方が記入する場合は申告書**E欄**に代筆した旨と代筆者氏名をご記入ください。

「変更あり」の場合

「変更なし」の場合

○ **B・C・D** 欄を訂正または追加してください。

※変更がある場合は二重線で抹消・訂正してください。

※訂正印は不要です（下記の「訂正の例」、「抹消の例」を参照してください。）。

※黒ボールペン等でご記入ください。

（例は朱字で訂正していますが、実際の記入は、黒ボールペンで訂正してください。）

（書いた文字が消せるボールペンでの記入はしないでください。）

<訂正の例>

C	控除対象となる配偶者
4	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者
フリガナ	ネンキン ユリ子 ユミ子
氏名	年金 由里子 由美子

<抹消の例>

C	控除対象となる配偶者
4	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者
フリガナ	ネンキン ユリ子
氏名	年金 由里子

※**C・D**欄の記入が不要な場合
控除対象となる配偶者、親族がない場合

○**E欄**を記入してください。

記入事項については、本手引き5ページをご覧ください。

○封筒に切手を貼って提出

法令上受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担でお願いします。

「令和6年扶養親族等の内訳」欄について

この欄は、令和6年の扶養親族等の有無を確認するために使用します。

扶養親族等の内訳	課税区分	本人			源泉控除対象配偶者	扶養者数				障害			非居住者親族	
		寡婦等	障害			特	老	16歳未満	一	特別		普		
			特	普						同	別			通
	27	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
令和6年	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ

本人が寡婦・ひとり親や障害に該当した場合、扶養親族があった場合は、該当する「イ～セ」欄に「0」以外の数字が印字されています。

- 課税区分…「1」または「2」は、令和6年分の扶養親族等申告書を提出された方の区分です。
- 「3」は、令和6年分の扶養親族等申告書を提出されていない方の区分です。
- 「4」は、令和6年分の年金額が源泉徴収の対象でなかった方の区分です。

※課税区分が「3」または「4」の方は、令和6年の欄が***で消されます。

- 寡婦等…「1」は寡婦、「4」はひとり親に該当された方の区分です。
- 源泉控除対象配偶者…「1」は70歳未満、「2」は70歳以上（老人）の方の区分です。
- 「40」欄（黒塗り）…管理項目のため、確認していただく必要はありません。

用語の説明

○「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。代表的な例は次のとおりです（詳細は国税庁のホームページまたは税務署にご確認ください。）。

障害者に該当しても、該当者の年間所得見積額が48万円を超える場合は、障害者控除の対象となりません。

障害者	障害者区分	
	普通障害者	特別障害者
精神に障害がある方で 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の 障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で 身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が 3級から6級の方	障害の程度が 1級または2級の方

※介護保険の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除を受けることはできません。詳しくは市役所等にお問い合わせください。

○「寡婦」「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をされていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、下表の条件に該当する方です。

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係（※3）	控除の区分 控除額（年額）
500万円以下 （※1）	男性	子（※2）がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 （36万円）
		子（※2）がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 （36万円）
	女性	扶養親族がない	死別・生死不明	寡婦 （27万円）
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦 （27万円）

※1：500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※2：他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限り、48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと48万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※3：住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

○「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは

「特定扶養親族」：平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族をいいます。

「老人扶養親族」：昭和31年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。

『令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

※黒ボールペン等で記入してください（書いた文字が消せるボールペンでは記入しないでください。）。

D 扶養親族

氏名	続柄	生年月日	11 同居等の区分	12
ネンキン ハナコ 年金 花子		明大 昭平 令		
ネンキン カズヤ 年金 和也				
ネンキン タクヤ 年金 拓也		明大 昭平 令		

右面

内容をご確認のうえ、訂正または追加でご記入ください。

個人番号（マイナンバー）については、本手引き4ページをご確認ください。

見本

- E 摘要欄の記入例**
- ・別居の場合
年金 花子
東京都千代田区〇〇
 - ・非居住者の場合
年金 拓也
アメリカ合衆国〇〇州 〇〇
 - ・個人番号を変更した場合
年金 和也
変更後の個人番号
3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
 - ・代理の方が記入する場合
年金太郎に代わり、私が代理で記入しました。
代筆者 年金 花子

E 摘要欄

14

摘要

- E 摘要欄に以下の内容をご記入ください。**
- ・控除対象配偶者、扶養親族が別居している場合⇒別居の方の氏名と住所
 - ・控除対象配偶者、扶養親族が非居住者（国内に住所を有しない方）の場合⇒非居住者の氏名と住所（別途書類を添付する必要があります。本手引き9ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」をご確認ください。）
 - ・控除対象配偶者、扶養親族が個人番号（マイナンバー）を変更した場合⇒扶養親族の氏名および変更後の個人番号（マイナンバー）
 - ・同一生計内に所得者が2人以上いる場合（他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる場合）⇒その扶養親族およびその方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、受給者から見た続柄、生年月日、住所
 - ・代理の方が記入する場合⇒代筆した旨と代筆者の氏名

記入項目について①

A 令和6年分の申告内容から変更はありますか？

③～⑤欄の記入内容をご確認いただき、②欄の必ずどちらか一方の□に✓をしてください。

●前年から変更が「ない」場合

「変更なし」の□に✓をし、提出年月日、③欄のご本人の氏名および電話番号を記入のうえ、ご提出ください。

●前年から変更が「ある」場合

「変更あり」の□に✓をし、提出年月日、③欄のご本人の氏名および電話番号を記入のうえ、申告書の該当する箇所を記入し、ご提出ください。

B 「受給者」欄

1 本人障害【本手引き3ページ「「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれかに○をしてください。

また、手帳の種類いずれかに○をし、障害等級、交付年月日などをご記入ください。

障害を示す書類（手帳の写しなど）は不要です。

2 本人所得【本手引き10～12ページ「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、□に✓をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。

3 寡婦・ひとり親の申告【申告書裏面 寡婦・ひとり親の判別方法を参照】

配偶者がいない場合は、申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】へ進んでください。

申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】の判別方法にて該当するものを確認し、「はい」または「いいえ」等の該当する方を○で囲み設問を進んだうえで、いずれかに該当した場合、該当したものの□に✓をしてください。

寡婦・ひとり親を示す書類は不要です。

配偶者を源泉控除対象者として申告する場合は④へ進んでください。

配偶者以外に、申告する扶養親族がいる場合は、⑤へ進んでください。

C 「控除対象となる配偶者」欄

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限ります。）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

5 配偶者の区分【本手引き10～12ページ「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

配偶者の収入が年金のみで、記載されている年金額以下の場合は□に✓をしてください。

それ以外の場合は年間所得見積額（所得の見積額がマイナスとなる場合は、ゼロ）を必ずご記入ください。

また、配偶者が令和7年中に退職所得を受ける見込みである場合、「退職所得あり」を○で囲み、退職所得を除いた年間所得見積額を必ずご記入ください。

記入項目について②

6 同居・別居・非居住者の区分

【本手引き9ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」を参照】

受給者と同居か別居か非居住者（国内に住所を有しない方）のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書のE欄の14に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」の場合は、申告書のE欄の14に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

7 配偶者老人区分

配偶者の年間所得の見積額が48万円以下で70歳以上の場合、「老人」に○をしてください。

※老人控除対象配偶者（年間所得の見積額が48万円以下で70歳以上・昭和31年1月1日以前に生まれた方）を「老人」と省略して記載しています。

8 配偶者障害 【本手引き3ページ「「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

記入方法は1をご覧ください。

※配偶者が障害者に該当しても、年間所得見積額が48万円を超える場合は障害者控除の対象外です。

D 「扶養親族」欄

9 控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）

控除対象扶養親族（※1）および扶養親族（※2）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象となります。

※1 16歳以上：平成22年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満：扶養親族のうち、平成22年1月2日以降に生まれた方

10 特定・老人・16歳未満の種別 【本手引き3ページ「「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは」を参照】

扶養親族がいずれかに該当する場合、該当する文字に○をしてください。

11 同居等の区分・国外居住の有無

【本手引き9ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」を参照】

受給者と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書のE欄の14に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」である場合は、「国外居住」と該当する区分に○をして、E欄の14にその方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」等を扶養親族等申告書に添付してください。

なお、いずれの条件にも該当しない場合、区分は記入不要です。

(1) 対象者の年齢が30歳未満、または70歳以上である場合

「別居」、「国外居住」、「30歳未満・70歳以上」に○をしてください。

※30歳未満＝平成8年1月2日以後生まれの方 70歳以上＝昭和31年1月1日以前生まれの方

(2) 対象者の年齢が30歳以上70歳未満である場合

①～③に該当する場合、いずれかひとつに○をしてください。

①対象者が留学のため国内に住所および居所を有しなくなった場合

「別居」、「国外居住」、「留学」に○をしてください。

②対象者が障害者に該当する場合

「別居」、「国外居住」、「障害者」に○をしてください。

また、申告書の13「障害」欄もご記入ください。

③対象者が受給者から生活費または教育費に充てるため送金を年間38万円以上受ける見込みである場合「別居」、「国外居住」、「年38万円以上送金」に○をしてください。

記入項目について③

12 年間所得の見積額 【本手引き10～12ページ「年間所得の見積額」の計算方法を参照】

扶養親族の令和7年の年間所得見積額を計算し、「48万円以下」または「48万円超」のどちらか一方に○をしてください。

また、扶養親族が退職所得を受ける見込みである場合、「退職所得あり」に○をして、退職所得を除いた年間所得見積額をご記入ください。

13 障害 【本手引き3ページ「普通障害者」「特別障害者」とはを参照】

記入方法は①をご覧ください。

E 摘要欄

14 摘要 【本手引き5ページを参照】

「本人所得」及び「配偶者の区分」について

< 配偶者控除等（源泉徴収時）の要件 >

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除※1	控除対象外※3
	900万円超	障害者控除※2		

※1 配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2 配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。

※3 上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者（特別）控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

配偶者や扶養親族が退職所得を受ける見込みである場合

○所得税の控除対象となる条件

全ての所得額を合計した年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること。
申告書の⑤「配偶者の区分」欄にご記入いただく年間所得見積額は「退職所得を含んだ」金額です。

○お住まいの市区町村の個人住民税において控除対象となる条件

退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること。

⇒配偶者または扶養親族が令和7年に退職所得を受ける見込みである場合

退職所得を計算のうえ、「（退職所得を含んだ）年間所得見積額」とは別に、「退職所得を除いた年間所得見積額」をご記入ください（退職所得の計算方法は、12ページをご確認ください）。

「退職所得を除いた」年間所得見積額を記入し、提出すると、お住まいの市区町村へ報告され、翌年度の個人住民税計算の際に反映されます。配偶者または扶養親族が退職所得を受ける見込みがない場合は、「退職所得を除いた」年間所得見積額の記入は不要です。

個人住民税計算の詳細については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

○前年に「退職所得あり」で配偶者・扶養親族を申告された方

令和7年に退職所得を受ける見込みがない場合、配偶者の場合は年間所得の見積額を記入し、扶養親族の場合は「48万円以下」または「48万円超」のどちらか一方に○を記入して、「前年から変更あり」としてご提出ください。

「前年から変更なし」で提出されると、前年と同じ金額の退職所得を受ける見込みであるという内容の申告になりますので、ご注意ください。

国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合

○「非居住者」とは

国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方を「非居住者」といい、「非居住者」である方を控除対象とする場合、一定の要件があり、添付書類の提出が必要です。

なお、配偶者や扶養親族を「非居住者」として申告された場合、源泉徴収票にその旨が記載されます。

○「親族関係書類」の添付

控除対象となる配偶者または扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、親族関係書類（※）を申告書と同封してご提出ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者が受給者本人の配偶者または親族であることを証するものをいいます。

なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。）

○配偶者が国外居住（非居住者）である場合

控除対象となる配偶者が国外居住（非居住者）である場合は、申告書の⑥「同居、別居、非居住者」欄の「非居住者」に○をして、申告書の⑤欄の⑭に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

○配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）である場合

< 控除対象となる要件 >

配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、その方を控除対象とするためには、一定の要件があります（配偶者の場合は、このような要件はありません。）。

扶養親族が国外居住（非居住者）の場合、控除対象とするためには、非居住者でない扶養親族の要件（受給者と生計を一にする年間所得見積額が48万円以下である親族）に加え、以下のいずれかに該当する必要があります。

①対象者の年齢が30歳未満（※1）、または70歳以上（※2）であること

②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所および居所を有しなくなったこと

③対象者が①に該当せず、障害者（※3）に該当すること

④対象者が①に該当せず、年金受給者から、その年において生活費または教育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みであること

※1 30歳未満＝平成8年1月2日以降生まれの方

※2 70歳以上＝昭和31年1月1日以前生まれの方

※3 障害者に該当するかは、3ページ「「普通障害者」「特別障害者」とは」をご覧ください。

< 記入方法と添付書類 >

配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、申告書の⑪「国外居住の有無」欄の「国外居住」と該当する区分に○をして、⑤欄の⑭にその方の氏名と住所をご記入ください。

なお、前記①から④いずれにも該当しない場合は、区分の○は記入不要です。

前記の①、③、④に該当する場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

また、②に該当する場合は、「親族関係書類」と併せて「留学の事実がわかる書類」（※）を添付してください。

※「留学の事実がわかる書類」とは、現地の査証（ビザ）または在留カードの写しで、対象者が留学の在留資格に相当する資格をもって国外に在留することにより国内に住所および居所を有しなかった旨を証するもの（外国語で作成されている場合は、翻訳文も必要です）。

③または④に該当する場合は「障害状態を証明する書類」、「送金を証明する書類」は添付不要です。

○前年に非居住者として申告した扶養親族が30歳に到達する場合

前年に非居住者（「30歳未満・70歳以上」）として申告した扶養親族が、令和7年に「30歳以上」となる場合、令和7年分の控除対象とならなくなります。

令和7年分に引き続き控除を受けるためには、9ページ＜控除対象となる要件＞の②～④のうち申告書の該当する区分に○を記入のうえ、「前年から変更あり」としてご提出ください。

「年間所得の見積額」の計算方法①

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算していただき、その金額を合計した額が所得見積額となります。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額（A）」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金、国民年金、共済年金、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。

公的年金等控除額は、年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

○収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合の公的年金等控除額

年金を受け取る方の年齢	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和36年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満 (昭和36年1月2日以降生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例①》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合の年間所得の見積額

145万円（受け取る年金額）－ 110万円（公的年金等控除額）＝ 35万円（年間所得の見積額）

《計算例②》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合の年間所得の見積額

50万円（受け取る年金額）－ 60万円（公的年金等控除額）＝ 0万円（年間所得の見積額）（※）

※年間所得の見積額がマイナスとなった場合は所得額は0円となります。

※公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。

○公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合の公的年金等控除額

公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額になります。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

「年間所得の見積額」の計算方法②

2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額 (B)」 - 「給与所得控除額」 - 「所得金額調整控除額」 = 「給与所得の金額」

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額 (B)	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	(B) × 40% - 10万円
180万円超360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超	195万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合の年間所得の見積額

90万円 (給与の収入金額) - 55万円 (給与所得控除額) = 35万円 (年間所得の見積額)

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = 年金所得額 (※) + 給与所得控除後の給与等の額 (※) - 10万円

(※) 10万円を超える場合は10万円

《計算例》65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円 (年金所得70万円)

および給与収入額が200万円の場合

給与所得控除額 : 200万円 (給与の収入金額) × 30% + 8万円 = 68万円

所得金額調整控除額 : 10万円 (年金所得の上限額) + 10万円 (給与所得の上限額) - 10万円 = 10万円

給与所得額 : 200万円 (給与の収入金額) - 68万円 (給与所得控除額)
- 10万円 (所得金額調整控除額) = 122万円

②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額 = (給与の収入金額 (※) - 850万円) × 10%

(※) 1,000万円を超える場合は1,000万円

《計算例》給与の収入金額が1,200万円で、23歳未満の扶養親族を有する場合

給与所得控除額 : 195万円

所得金額調整控除額 : (1,000万円 (給与の収入の上限額) - 850万円) × 10% = 15万円

1,200万円 (給与の収入金額) - 195万円 (給与所得控除額)
- 15万円 (所得金額調整控除額) = 990万円 (年間所得の見積額)

「年間所得の見積額」の計算方法③

3. 収入が退職手当の場合の計算方法

$$\left(\text{「一般退職手当等の収入金額」} - \text{「退職所得控除額」} \right) \times 1/2 = \text{「退職所得の金額」}$$

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。ここでは、「一般退職手当等」について説明しています。

退職所得控除額は退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数※	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数
20年を超える	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。

長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

- ・計算した退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額が退職所得の金額となります。
- ・退職手当の区分や勤続年数によって、退職所得の金額を求める計算方法は異なります。

退職手当の区分には上記で計算式を説明している「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得金額の計算方法が異なります。

「一般退職手当等」以外の区分がある場合の退職所得の金額の計算方法などについて、詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

収入がその他の場合の計算方法

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額 - 株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額 - 必要経費
事業所得	総収入金額 - 必要経費
譲渡所得	総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額
山林所得	総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
一時所得	総収入金額 - 支出金額 - 特別控除額
雑所得（公的年金等以外）	総収入金額 - 必要経費

所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。